

# 記者発表資料



令和 3年11月15日(月)

## 発表の趣旨 (※該当する全てにチェック)

- 各種資料や情報の提供
- イベント・会議等の案内
  - 当日の取材依頼
  - 開催日時等の周知依頼
  - 参加者募集の事前告知依頼
- その他 ( 緊急情報 )

発表事項	出水市における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜 (県内2例目) の確認について (第7報)	
内容	<p>令和3年11月15日, 出水市の採卵鶏農場において, 家畜伝染病「高病原性鳥インフルエンザ」の疑似患畜 (県内2例目) が確認されました。県では, 国の指針に基づき, 当該農場の飼養鶏の殺処分及び通行遮断, 移動制限区域, 搬出制限区域の設定等, 必要な防疫措置を開始しました。</p> <p>1 農場の概要 所在地 : 出水市高尾野町 飼養状況 : 飼養羽数 約11,000羽 (採卵鶏)</p> <p>2 経緯 (1) 11月14日, 県内1例目の発生を受け, 防疫指針に基づき, 発生農場周辺の農場において検査を実施したところ, 死亡鶏を確認し, 当該鶏について鳥インフルエンザ簡易検査を実施し陽性 (2) 本日, 国において当該鶏の遺伝子 (PCR) 検査を実施した結果, 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認</p> <p>3 対応 (1) 発生農場 : 飼養家きんの殺処分, 汚染物品等の埋却及び消毒 (2) 制限区域の設定 : 発生農場を中心とする3km圏内を移動制限区域, 3~10km圏内を搬出制限区域として移動制限 (3) 消毒ポイント : 制限区域付近に消毒ポイントを6箇所設置し, 車両消毒を継続中 (4) 発生状況調査 : 移動制限区域内の全ての養鶏農場</p> <p>4 その他 (1) 我が国の現状において, 鶏肉や鶏卵等を食べることにより, ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。 (2) 現場での取材は, 本病のまん延を引き起こすおそれがあること, 農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから, 厳に慎むようお願いします。特に, ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため, 厳に慎むようお願いします。 (3) 今後とも, 本件に関する情報提供に努めてまいりますので, 生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように, 御協力をお願いします。 (4) 作業等にかかる写真については, 鹿児島県より報道各社へ提供いたします。</p>	
資料	別紙1 移動制限, 搬出制限区域内の養鶏農場及び飼養羽数 別紙2 農林水産省プレスリリース	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり ( 11月15日掲載予定 ) <input type="checkbox"/> 後日掲載	
取材案内		
問い合わせ先 (担当課)	担当課	農政部畜産課
	取材対応者	畜産課長 田中 (099-286-3211) 内線3211
	問い合わせ窓口	企画経営係長 西中間 (099-286-3216) 内線3216